

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

1. 法人名等

法人名	立教学院
法人代表者	福田裕昭
担当部署	法人総務課／法人企画室／大学総長室
お問合せ先	03-3985-4451／3409

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- ①担当部署(法人総務課及び企画室、大学総長室)による遵守状況の点検、
日本私立大学連盟提出報告書(案)の作成
- ②「実施項目」関連部局への照会
- ③大学部長会で承認
- ④理事会で議事承認
- ⑤日本私立大学連盟への報告・Webサイトでの公表

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則1-1及び1-2のとおり、建学の精神に基づき、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営している。

遵守原則1-1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p> <p><中期計画・事業計画・事業報告書等の公表></p> <p>教学、施設、財務に関する事項が盛り込まれた5カ年の中期計画を策定し、計画の進捗状況や社会状況の変化に応じて毎年見直し、更新している。計画の素案は、担当者が関連部局と密に連携を取り策定しており、理事会承認後、学院及び大学のWebサイトを通じて広く社会に公表している。</p> <p>また、事業計画を策定するとともに、学位授与の方針、教育課程編成の方針及び入学者受入れの方針に加え、内部質保証に関する方針、社会連携方針等の具体的な行動指針についてもWebサイトで公表している。</p> <p>毎年度作成される事業報告書には、計画の進捗状況と実施結果を記載し、Webサイトで公表している。</p> <p>(立教学院の事業・財務情報： https://rec.rikkyo.ac.jp/disclosure/reports/)</p> <p>(立教大学の情報公開・データ： https://www.rikkyo.ac.jp/about/disclosure/)</p>

遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p><監視・執行の役割明確化></p> <p>私立学校法改正を契機に、理事会及び評議員会がより実質的な議論の場として機能するよう、その員数を見直し、体制を強化した。</p> <p>理事・評議員の構成については、各設置学校の自律的運営を前提に、各校に担当理事を配置する体制を敷いている。また、評議員の選出母体を区分することで、評議員会への利害関係者の適切な参画を担保する仕組みを整えている。なお、評議員は20人中14人が外部人材であり、運営の独立性を確保している。</p> <p>また、業務執行理事以下への権限委譲を拡大し、職位職制規程において、役割・権限・責任を明確化することで、円滑な業務執行が行えるようにしている。</p> <p><多様なステークホルダーからの意見聴取></p> <p>理事会では、毎回、常勤監事に意見を求めることとしており、陳述の機会を確保している。</p> <p>評議員に対しては、評議員会の開催とは別に意見交換の機会を設けている。</p> <p>内部質保証においては、毎年度外部評価委員会（諮問委員会）を開催し委員からの意見を聴取して点検・評価に活かしている。また、大学教育・開発支援センターが学生（授業評価・学修状況・卒業時）、卒業生、就職先企業等への一連のアンケート調査を実施しているほか、学内各部局、各学部・研究科においても学生に意見聴取を行っている。</p> <p>（点検・評価活動： https://www.rikkyo.ac.jp/about/activities/evaluation/）</p> <p>（役員・評議員名簿： https://rec.rikkyo.ac.jp/disclosure/leadership.html）</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則2-1及び2-2のとおり、多様な人材を育成し、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて地域社会に貢献している。

遵守原則2-1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p><多様な人材育成像></p> <p>大学教育開発・支援センターでは、大学における教育の改革と改善を支援し、その充実と高度化に資するため、FD活動をはじめ、様々な取り組みを行っている。</p> <p>4年間の学生生活を3つの期間（導入期、形成期、完成期）に分ける「RIKKYO Learning Style」は、正課教育活動だけでなく、正課外教育活動についても、期間ごとに参加を推奨するプログラムを示すことで、学生の多様なニーズに応えるとともに、学生が4年間の学びを組み立てやすくなるように工夫している。</p> <p>建学の精神に基づき、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れ方針」に加え、内部質保証に関する方針や社会連携方針を明確化し、Webサイトで公表している。</p> <p>総長をはじめ全ての学部長等が構成員となる複数の会議体の総体を「全学内部質保証推進組織」と位置付け、内部質保証システムを構築している。また、毎年度外部評価委員会（諮問委員会）を開催し、委員からの意見を点検・評価に活用するとともに、IR活動（各種アンケート調査等）の成果を教育活動の改善に役立てるなど、改善サイクルにより教育研究活動の質の向上に努めている。</p>

	<p>(立教大学の情報公開・データ： https://www.rikkyo.ac.jp/about/disclosure/)</p> <p>(教育改革支援・FD： https://www.rikkyo.ac.jp/about/activities/fd/)</p> <p>(立教大学の教育の仕組み： https://www.rikkyo.ac.jp/education/system/)</p>
--	--

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p><社会の要請を踏まえた社会貢献の推進></p> <p>国際的な信頼性を伴った研究環境を構築するため、「立教大学研究インテグリティに関する規程」を制定し、研究インテグリティ・マネジメントを行っている。</p> <p>また、社会連携方針を公表しており、正課教育活動・正課外教育活動の双方の視点から社会・地域との連携を支援する体制を整える仕組みを整備することで社会の要請を踏まえた社会貢献を推進している。</p> <p><地域社会への貢献></p> <p>自治体や企業と連携した活動や、50歳以上のセカンドステージ世代を対象とした「立教セカンドステージ大学」などの公開講座を多数開設しており、また2024年からは豊島区との共催による地域の防災力向上を目的とした「ALLとしま×立教WAKUWAKU防災フェス」を開催するなど地域社会への貢献を積極的に行っている。</p> <p>(立教大学の社会連携方針： https://www.rikkyo.ac.jp/about/activities/social_engagement/)</p> <p>(社会連携・社会貢献： https://www.rikkyo.ac.jp/about/disclosure/factbook/mknpps000001pzi2.html)</p> <p>(立教セカンドステージ大学： https://rssc.rikkyo.ac.jp/)</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則3-1、3-2及び3-3のとおり、健全な大学運営を行うために法令を遵守するとともに、説明責任を果たすため、積極的な情報公開を行うことで透明性の確保に努めている。

遵守原則3-1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p> <p><法令遵守による社会からの理解と信頼の確保> 監事は常勤監事を含む3人体制としており、監事監査規程を整備し、毎年度作成する監査計画に基づいた監査を実施している。 これに加え会計監査人が有効に機能するために、理事長とは年2回及び監事とは年3回意見交換できる場を設け、また監事と会計監査人、内部監査室との間で連絡会を年に複数回開催し、三様監査の実質化を図っている。</p> <p><教育研究活動を通じた社会貢献> 本学は、活発な地域連携や公開シンポジウム、学術賞につながる高度な研究の推進等による社会貢献に加え、遵守原則2-2に記載の地域貢献にも取り組んでいる。</p> <p>(教育研究活動を通じた社会貢献： https://www.rikkyo.ac.jp/news/news_list.html?year=2025)</p>

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p><選解任手続きの公表></p> <p>理事、監事、評議員、総長の選任手続きについては、寄附行為及び細則等により明確化し、Webサイトを通じて公表するなど、透明化を図っている。</p> <p><執行・監視監督体制の実質化に向けた内部統制の構築></p> <p>法令等違反行為の早期発見と是正を図り、立教学院及び各校の健全な発展に資するため、内部公益通報制度を構築している。また、研究分野についても規程を整備し、研究活動の行動規範、不正行為、公的研究費に関する相談・通報窓口を設置し、専門的な内部通報体制を構築している。</p> <p>また、各業務執行理事が行う3ヵ月に1度の業務執行報告については、理事会でその方法を確認しており、各理事が相互に監視監督し合う体制を整えている。</p> <p>その他、内部監査室を設置し、内部チェック機能を高めている。これらの対応により、執行・監視監督体制の実質化を図っている。</p> <p>(研究の信頼性と公正性向上に向けた取り組み： https://www.rikkyo.ac.jp/research/guideline/)</p>

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p><情報の公開></p> <p>広く社会の理解を得るため、情報の積極的な公開に努めている。現行の取り組みを規程化した「学校法人立教学院情報公開基準」を策定・施行し、法令で定められた財務書類や寄附行為に加え、大学基礎データ（入学者数推移、教員年齢構成等）を毎年度更新し、Webサイトを介して情報を適時適切に公開している。</p> <p>また、情報の受け手にとっての理解容易性に留意し、「立教大学ファクトブック」では、グラフや図表を多用している。</p> <p>その他、外部評価委員会（諮問委員会）やWebサイト上の問合せ窓口を通じて、公開情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備している。</p> <p>（学校法人立教学院情報公開基準： https://rec.rikkyo.ac.jp/disclosure/g4rifp00000004u6-att/johokijun.pdf）</p> <p>（立教大学 情報公開・データ： https://www.rikkyo.ac.jp/about/disclosure/）</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則4-1及び4-2のとおり、建学の精神等の基本理念に基づき、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努めている。

遵守原則4-1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<ガバナンス機能の実質化> 遵守原則1-2に記載の体制の見直しにおいて、議論の実質化を図るとともに、理事13人中4人、評議員20人中14人の外部人材を登用しており、法人内外の意見を取り入れている。 また、理事会・評議員会の資料は事前に送付し、欠席者には書面での意見表明を促すなど、構成員からの意見を引き出す仕組みを構築し、自律的な大学運営を行っている。 (役員・評議員名簿： https://rec.rikkyo.ac.jp/disclosure/leadership.html)

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p><財政基盤の安定化></p> <p>収益事業について寄附行為に定め、特に主要な3事業（施設貸出事業、自動販売機運用事業、キャリアアップセミナー運用事業）などを適切に運用することで学生納付金以外の収入を確保している。</p> <p>また、資金を安全かつ効率的に運用することを目的とした資金運用規程を整備し、同規程に基づいて資産の有効活用を行っている。</p> <p>その他、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした「選択ギフト型寄附事業」を実施するなど、多様な寄附金募集方法に取り組むことで、財政基盤の安定化及び強化を図っている。</p> <p><経営基盤の強化></p> <p>中期計画及び事業計画の策定に際しては、理事会決定に先立ち評議員会に諮問（意見聴取）を行っている。また、年度終了後にはそれらの進捗状況、課題、成果等の実施結果を理事会として点検したうえで、事業報告として定時評議員会へ報告し、その意見を聴取することで、PDCAサイクルに基づいた経営改革が実行できる体制を整備している。</p> <p>（立教学院の事業・財務情報： https://rec.rikkyo.ac.jp/disclosure/reports/）</p> <p>（立教学院の寄附金募集内容： https://www.rikkyo.ac.jp/donations/）</p> <p>（立教学院中期計画（2025年度～2029年度）・事業計画（2025年度）： https://rec.rikkyo.ac.jp/disclosure/reports/fr9ga20000002gze-att/jigyoku2025k.pdf）</p>